

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県B市に所在し、合成樹脂等の化学製品を製造する会社C（以下「会社」という。）に雇用され、清掃作業等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前7時37分頃、会社に出勤し、建屋3階の食堂まで上がり扉を開けて食堂内に入ったところ、食堂内が白くもやっているように見えたが、そのまま奥に進み作業の準備にかかったところ、突然息ができなくなり、目が痛くなったため、驚いて1階休憩室にいる同僚に助けを求め、工場長にも事情を説明したとしている（以下「本件災害」という。）。

請求人は、目の痛みがあったものの業務を続けていたが、痛みが引かなかったため、同日午後、D眼科を受診したところ「乾性角結膜炎」と診断された。その後、複数の医療機関を受診し、E病院では「両眼薬剤性角膜炎の疑い、ドライアイ」と診断された。

請求人は、上記眼疾患は本件災害によるものとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものであると認めて上記眼疾患に関する療養補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後、首から両肩のピリピリした痛みや下痢症状が現れ、平成〇年〇月〇日頃から、発疹、頭痛、唇の腫れ等の症状が出現したことから、E病院

など複数の医療機関に受診したが、確定診断はされなかった。その後、同年〇月〇日、Fクリニックに受診したところ「シックハウス症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件災害によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が本件災害によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害から約6か月経過した平成〇年〇月〇日よりFクリニックに受診し、本件傷病との診断名により加療を続け、今般本件傷病が業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求を行ったものである。G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、初診時における主訴及び症状として、「主訴：顔のしびれと痛み、頭の痛み。症状：胸の痛み、のどの痛み、首から背中にかけての痛み、足の痛み、指のピリピリ感、発疹、目の刺激感、動悸、集中力低下などと多彩です。」と記載されている。また同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「作業現場のホルムアルデヒド濃度は国の指針値0.08ppmを大幅に超えていた点から、最初の症状はシックハウスの中毒症

状だったと思う。その段階であれば、汚染環境から離れば症状が消失し、汚染環境に戻れば症状が出現するということになる。ところが化学物質ばく露からアレルギーや化学物質過敏症が発症してきてしまうと、その汚染環境から離れても、症状は消失せず、さらに種々な微量な化学物質により症状は誘発され、悪化する。請求人はこの化学物質過敏症へ移行してきている。」と述べている。

(2) 以上のとおり、G医師は、請求人の本件傷病について、シックハウスの中毒症状であった旨述べているが、シックハウス症候群の診療マニュアル（厚生労働科学研究）によると、シックハウス症候群については、必須とされる診断基準4項目の1つとして「問題になった場所から離れると、症状が改善する」との項目があるところ、請求人は、本件災害が発生した場所から離れても症状が改善することは無く、むしろ悪化したと訴えるものであることからみて、本件傷病がシックハウス症候群であるとは判断できないものである。

(3) この点、G医師は、上記(1)のとおりシックハウス症候群の中毒症状から、化学物質過敏症へと移行する可能性を示唆する意見を述べているが、請求人の場合、上記(2)のとおり、そもそもシックハウスの中毒症状であったとは確認できず、また、本件災害直後に受診した複数の医療機関においては「乾性角結膜炎」等であるとの診断を受けている事実からみて、本件災害によるホルムアルデヒドによる中毒症状が重篤なものであったとは言い難く、さらに、その後、請求人がアレルギーや化学物質過敏症が発症する職場環境に置かれていたとの事実も示されていない。H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、化学物質過敏症という疾患について、その定義自体が曖昧である旨意見しており、当該疾患にかかる医学的見解が確定したものであるとは言えないことも加味すると、請求人がり患したとする本件傷病が、本件災害に起因するものとは言えず、したがって、業務上の事由によるものとは判断できないものである。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。